

# 介護保険 改悪案のポイント

①

連休明けにも参院で介護保険法等改悪案の審議入りが予定されています。負担増と、高齢者や障害児・者の施策に対する公的責任を後退させる仕組みづくりに批判が集まっています。

介護サービス利用料	
年金収入等	負担割合
(単身世帯) 340万円以上 (夫婦世帯) 463万円以上	2割⇒3割
(単身世帯) 280万円以上 (夫婦世帯) 346万円以上	2割
280万円未満	1割

## 3割負担

改悪案では、一定の所得がある人の介護サービス利用料を2割負担から3割負担に引き上げます。政府はその理由として「世代間・世代内の公平性」「制度の持続可能性の確保」を挙げている。3割負担の対象になる

## 利用抑制さらに

のは、年金収入等とその他の合計所得金額（給与や事業収入から諸控除や経費を差し引いた額）が単身世帯で340万円以上、夫婦世帯で463万円以上の場合です。年金収入のみの単身世帯の場合で344万円以上に相当します。

塩崎恭久厚労相は、1割負担から2割負担引き上げで介護サービスの利用抑制があることは認めています。が、「顕著な影響はない」と強弁。3割負担については「(対象)範囲を限定した。現役並みの所得を有する負担能力のある方」と述べ、引き上げを正当化しています。

1906施設に聞いた実態調査(21世紀・老人福祉の向上を目指す施設連絡会)が実施)があります。それによると、「支払いが困難を理由に退所(101施設)」、「多床室へ移った(同22)」、「利用料支払いの滞納(同206)があった」と回答。その理由として「利用料が2割負担になった(同367)」、「補正給付の要件が変わった(同408)」ことがあげられています。負担増の影響は明確です。

政府が「3割負担可能」とする所得463万円の世帯でも、同時に進められている医療保険改悪と重ねれば、介護保険の負担増だけにとどまりません。(つづ)